

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	川西地区(宇内・津尻)	令和2年5月7日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	152.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	104.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作合計面積	3.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の面積	23.1 ha
(備考) アンケート調査において、農地貸付先意向については農地中間管理機構の活用希望が大半を占める。	

2 対象地区の課題

本地区における農地集積の現状は、中心経営体に12経営体(うち農業法人が1社)が位置づけられていることから、経営面積ベースで集積率が約53%と地区内での集積が進んでいる地域である。また、このような現状から75才以上の経営体の経営面積も比較的少ない地域である。水持ちが悪い水田もあり今後も米づくりを続けていくか方向性が定まっていない。しかし、中心経営体の状況を見ても、高齢化の進展と後継者不在の状況もあり、5年後の75才以上の経営体の経営面積は約10ha増加し、10年後には更に約22ha増加する見込みである。そのため、10年後を見据えた地区内の集積の方向性、中心経営体の位置づけを更に明確化し、将来的な農地出し手となる農業者の意識向上を図り、集積を加速化させていく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区においては隣接する集落であり、既存集積状況において相互に入作・出作が存在することから、二集落の多面的機能支払交付金事業対象エリアを本プランの農地集約エリアに設定する。

その中で、農地集積の方向性として、中心経営体である農業法人を主体としつつ、経営規模拡大を希望する中心経営体2経営体を中心として、農地中間管理機構等を活用し集積を促進していく。

また、現状維持意向で後継者が見込まれる中心経営体3経営体についても、経営可能な範囲での集積対象者に位置づけし、集積の促進を図る。

このような方向性の中で、地区内における其々の主な役割を次のとおりとし、地区内農地の永続的な保全と集落農業の発展、次世代後継者の育成に努めていく。

さらに、水持ちが悪い圃場を集約・畑化し露地野菜や露地果樹を作付し、村内での雇用の創出を図る。

【中心経営体(集落農業の担い手)の役割】

- ①地域農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新
- ②農業法人にあっては、地区内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等受入れと育成

【農地出し手(委託農家)の役割】

- ①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供
- ②集落における多面的機能支払交付金事業活動への継続参加

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻、果樹、施設野菜	41.6 ha	水稻、果樹、施設野菜	57 ha	宇内集落
認農		水稻、果樹、露地野菜	5.1 ha	水稻、果樹、露地野菜	8 ha	宇内集落
認農		水稻	4.5 ha	水稻	8.3 ha	宇内集落
認農		水稻、花卉	9 ha	水稻、花卉	10 ha	津尻集落
		水稻	5.3 ha	水稻	5.3 ha	津尻集落
計	5人		0 ha		0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。